

まんま共和国会則

(目的)

第1条 この会は、主に栃木県宇都宮市を活動の拠点とし、「食」と「農」への正しい理解と更なる普及/啓発を促進することを目的とする。

第2条 この会は、まんま共和国（以下「当会」という。）と称し、事務所を栃木県宇都宮市中央 1-6-5（財）栃木県婦人会館（株）ジーニック内に置く

(事業)

第3条 当会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う

- (1) 栃木県の「食」と「農」を市民レベルで考え、活動する
- (2) 地域・住民・小中高生や消費者や消費生活団体等へ正しい理解と更なる普及/啓発を促進する
- (3) 農業生産者の情報化の推進する
- (4) 米の消費利用促進、ならびに「米粉」普及の啓蒙/啓発活動する

前の4号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 当会の会員は、第1条の目的に賛同する栃木県内で農業に従事、または栃木県の農業に関して高い関心と興味持つ消費者（消費生活団体）とする

(役員)

第5条 当会に、次に掲げる役員を置く

- (1) 大統領 1名
- (2) 内閣官房長官 1名
- (3) 各担当大臣 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名

2.役員は、総会において会員のうちから選任する

3.役員任期は、2年とする。ただし、後任役員が選任されるまでは、なお任期が継続するものとする

4.役員は、再任を妨げないものとする

(役員任期)

第6条 大統領は、当会を代表し、会務を総理する。

2.内閣官房長官は、大統領を補佐し、大統領に事故あるときは、大統領があらかじめ指定する内閣官房長官が、その職務を代理する

- 3.理事は、当会の運営にあたる
- 4.事務局長は、事務局をとりまとめ、当会の事務を執行する
- 5.監事は、当会の会計及び業務執行の状況を監査する

(顧問及び相談役)

第7条 当会に、顧問及び相談役を置くことができる

(会議)

第8条 当会の会議は、総会及び役員会とし、大統領が招集する

- 2.会議の議長は、大統領をもって充てる
- 3.会議の議事は、出席者の過半数をもって決する

(総会)

第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし、大統領が必要を認めるときは、臨時総会を開催することができる

2.総会は、次の各号に掲げる事項を議決する

- (1) 会則の改正に関すること。
- (2) 会費に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当会の運営に関する重要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、大統領、内閣官房長官、各担当大臣及び事務局長をもって構成する。

2.監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

3.役員会は、総会付議事項の審査及び総会から委任された事項の処理にあたる

(事務局長)

第11条 事務局長は、必要に応じて事務を行う。

(会計)

第12条 当会の事業は、補助金、寄附金その他の収入により運営する

2.当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(会費)

第13条 会員は無料とする

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、当会の運営について必要な事項は、役員会の承諾を得て、代表世話人が定める。

この会則は、平成20年6月29日から施行する。